

総務常任委員会

平成30年6月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小村 尚己	○平川 理恵	宮崎 和彦
嶋田 善行	井上 卓也	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	藤原 伸宏	総 務 部 長	加藤 惠三
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	福田 善行	まちづくり政策課長	安藤 容子
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	福井 まり
財 政 課 長	福居 哲也	同 課 長 補 佐	柳井孝一朗
税 務 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	竹山 潔
税 務 係 長	阿部 三紀	会 計 管 理 者	面卷 昭男
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教 委 総 務 課 長	安藤 晴康
同 課 長 補 佐	岡村 智生	同 課 長 補 佐	田中 弘二
生涯学習課長	栗本 公生	同 参 事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	大塚 美季		

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、井上委員

委員長 全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 それでは、総務常任委員会を始めさせていただきます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、嶋田委員、井上委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第31号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄税務課長。

税務課長 そういたしましたら、議案第31号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

税務課長 それでは、本条例の内容につきましてご説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をごらんいただけますでしょうか。

条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、条例要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承い

たいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今回の町税条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律による平成30年度の地方税制の改正内容のうち、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置を創設することについて、所要の改正を行うものでございます。

その改正内容であります。

今回新たに制定をされました生産性向上特別措置法に規定いたします町の導入促進基本計画に基づいて取得した一定の機械・装置等であって、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税につきまして、最初の3年度間、課税標準を0（ゼロ）とするものでございます。

本特例措置につきましては、国におきまして、平成32年度までの3年間を生産性革命集中投資期間とし、その期間中におきます中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として創設されるものでございまして、地方税法におきましては、課税標準を求めるための価格に乗じる減価割合について、0（ゼロ）以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする規定がされたところでございます。

本町といたしましても、税制面から中小企業の積極的な設備投資を促進いたしますとともに、併せて、当該割合を0（ゼロ）と定めました場合には、町から認定を受けた中小企業が国から受けます補助金について優先採択あるいは一部補助率引上げるといった重点支援を受けられることとされておりまして、町内経済の活性化を図り、総合的な中小企業の支援として、当該割合について、0（ゼロ）と定めさせていただくこととしたものでございます。

続いて、2. 施行期日等でございます。本条例は公布の日から施行することとし、生産性向上特別措置法の施行の日から適用をしております。

なお、生産性向上特別措置法につきましては、去る6月5日に施行期日を定める政令が公布されまして、6月6日にすでに施行されておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、議案第31号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さま方には、何卒、温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう宜しくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 すいません。ちょっといくつか聞きたいんですけども、まず今回ですね、その対象になる機械とか装置というものがどういうものなのか教えていただけますか。

税務課長 要旨でございます一定の機械・装置等でございますけれども、まず地方税法の施行規則あるいは施行令の方で定められておりました、旧モデル比で、生産性向上に資する指標、具体的には単位時間あたりの生産量、あるいは精度、エネルギー効率等が、年平均1%以上向上するものとされているところでございます。また償却資産の種類ごとに定められました最低取得価格と販売開始時期についても定められておりました、減価償却資産の種類といたしましては、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備となっております。最低取得価格につきましては、1つ例を申し上げますと機械装置であれば160万以上、販売開始時期については10年以内、こういったことで各資産について定められているというところでございます。

木澤委員 今回、中小企業の支援ということで、新たにこういう方法が制定されたんですけども、これの前段に同じように中小企業を支援する中小企業等経営評価法というのがあったというふうに思うんです。その時も中小企業対象にして、固定資産税ですね、こちら2分の1とする措置が設けられてましたけども、この時の法律と今回のこの新しい法律と違っているんですかね、いうのを教えてもらえますか。

税務課長 今、委員ご質問いただきました経営力向上設備に関する特例措置のことだと思います。今回生産性向上設備にかかる特例措置ということで、違いの方なんですけれども、おおもとの基本となっております法律がまずおっ

しゃっていただいたように違うと。対象者につきましては、従前の経営力向上設備に関する特例措置に関しましては、当該法律に基づきます経営力向上計画、これを中小企業さんの方でつくっていただきまして、その認定を経済産業省、国の方が認定しておるというところでございます。今回につきましては、生産性向上特別措置法に基づきます先端設備等導入計画、そのような計画を中小企業者さんの方でつくっていただくんですが、その計画の認定が国ではなく市町村で行うというところが変わっております。また、委員もおっしゃっていただきました軽減割合については従前の分につきましては2分の1ということで地方税法上一定の割合で決められておったんですけれども、今回の生産性向上の分に関しましては、ゼロから2分の1ということで市町村の条例で定めるというところの違いがあるものでございます。なお、対象設備に関しましては、先ほどご説明させていただきました機械装置、測定工具あるいは検査工具、器具備品、建物附属設備の最低取得価格あるいは販売開始時期等については従前と変わりはないということをご理解いただきたいと思っております。

木澤委員 法律は変わったけど、対象の内容は変わらないということで、今回新たにこういうふうに、この法に基づいて条例改正が行われますけども、町内の企業さんですすね、この機械・装置等取得されるということで、対象になる企業さんがあるのかなというふうに思うんですけども、前段の法律ですすね、の段階で対象変わらないということであれば、その当時実績があったのかどうかも含めてちょっとお尋ねしたいと思うんですけども。

税務課長 従前の経営力向上、中小企業等経営強化法、そちらの方の従前の制度に基づきます軽減の実績でございます。平成28年の取得からが対象になっておりますけれども、平成28年度中の新規取得が1企業で1施設、29年度の新規取得が同じく1企業1施設ということで、こちらのほう3年間の軽減措置になっておりますので、平成29年度は1件、そして平成30年度は継続の分と新規を含めまして2件の特例措置の適用を受けていただいているというところでございます。

木澤委員 それとですね、今回取得の費用云々というよりも、固定資産税の軽減で
すかね、になりますけども、その実績からして、斑鳩町の固定資産税に対
する影響額っていうんですかね、はどうなっているんでしょうか。

税務課長 従前の制度に基づきます実績で申し上げますと、29年度が11万5千
円の軽減になっております。30年度が2件になりますので、27万3千
円ということの軽減になっておりますので、これを2分の1で軽減がある
ということですので、ゼロということになりますと、単年あたり2件とい
うことになりましたら54万6千円、これだけの軽減になると、ただし交
付税の普通交付税の基準財政収入額のところではゼロということで規定いた
しましたら、それに基づいて算定をしていただくということで財政措置が
されますので、減額分の75%は当町の場合は交付団体になっております
ので、交付税で補てんっていいですか、交付税上加味されるということで
ご理解いただければと思います。

木澤委員 町内の企業さんもですね、対象になって、国の方もそういう補てんがあ
るといふことであれば、きちっと使っていただけるようにするべきかなと
いうふうには思います。でですね、町がどういう促進、基本計画を作成し
て、それに基づいて対応していくということになるんですけども、斑鳩町、
これ法が施行されたのが6月6日って言ってましたけども、この計画って
いうのはもうできているんですか。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづく
り政策課
長 導入促進基本計画につきましては、まちづくり政策課の方から回答させ
ていただきます。今年5月23日に交付、そして6月6日に施行されまし
た生産性向上特別措置法に関する導入促進計画についてでございますが、
生産性向上特別措置法第37条の規定により国が定める導入促進指針に基
づき、先端設備等の導入促進に関する基本的な計画を策定するものです。
策定につきましては市町村の判断に任されますが、当該計画を市町村が策
定することによって、地域内の中小企業が先端設備の導入を行う場合に、

国への補助申請に対し、事業者に加点措置がある制度であります。このことから、町内中小企業が設備投資を行うことを支援するため当町においては、導入促進基本計画を策定していく方針でございます。

この計画につきましては、現在のところまだ策定はしておりません。以上です。

木澤委員 3年間の時限措置ということで、期限がありますけども、計画策定の見通しってというのは、だいたいどれぐらいで考えてはるんでしょうか。

まちづく
り政策課
長 今後ですね、町内の中小企業が先端設備の交渉を行おうとすれば、その補助申請のスケジュール上、本年7月末までに国の同意を得ることが望ましいという情報を聞いております。なお、今後事業者については、当該法律に基づく補助制度を活用する場合、本町の導入促進計画に基づき先端設備等導入計画の認定を受ける必要がありますので、申し添えます。以上です。

木澤委員 7月頃につくるのが望ましいということなんで、それまでにつくろうというふうに町として考えているということによろしいですね。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 計画の策定の関係でございます。担当者の説明会がまだ5月末に行われたところでございますので、ある程度そこに雛型的なことをお示ししますというところも、国からのご報告がございますので、7月の国の認定を受ける関係のスケジュールにあわせて計画の方、策定させていただくというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第31号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第33号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 栗本生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、付託議案の2番目、議案第33号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

生涯学習
課長

それでは、条例の一部改正の内容につきまして、議案書の末尾の要旨をもってご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をごらんをいただきたいと思います。

児童福祉法に基づきます「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が、平成30年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、本条例において所要の改正を行うものであります。

なお、放課後児童健全育成事業とは、当町では学童保育事業がそれにあたるものでございます。

今回、改正内容は2点ございます。

ひとつが、放課後児童支援員の資格要件の拡大であります。

放課後児童支援員の基礎資格等につきまして、これまでの資格要件に加えまして、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを加えるものであります。

これによりまして、これまで高等学校卒業者以上でなければ、放課後児童支援員になることができない規定でございましたが、今回の改正によりまして、中学校卒業であっても、5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、町長が適当と認めた場合は、支援員になることができるよう資格要件を拡大するものであります。

もう1点は、放課後児童支援員の資格要件の明確化であります。

放課後児童支援員の基礎資格のひとつとして、学校の教諭となる資格を有する者と規定をしているところであります。が、教員免許状の更新を受けていない者等も対象とすることを明確化しております。

現行におきましても、教員免許を取得したことのある者であれば、免許の更新を受けていない方でも、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として取り扱いをしておりましたが、それを明確にしたものでございます。

最後に、施行期日でございますが、本条例は公布の日から施行いたします。

なお、条例本文、新旧対象表の説明は省略させていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、議案第33号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 2点、こういうふうに変更されて、支援員の資格ですね、要件を拡大するということが明確化ということで、これはこれで理解できるものだというふうに思うんですけども、ちょっと確認しておきたいんですけども、今、斑鳩町では新しく補助員さんを制度として設けていって、学童の方で仕事

していただけてますけども、例えば1点目の方で見ると、中卒者もオクケーとするということで、この改正されるんですけども、これ補助員さんが5年以上働いたら支援員さんの資格を持つことができるというふうにも読めるのかなと思ったんですけども、それはそういう理解でいいんでしょうかね。

生涯学習課長 現行では高校卒業以上で、2年以上の学童保育の運営に従事していたものというふうな規定だったんですけど、それに加えて5年以上従事していたら支援員になれる基礎資格を有するということになるというふうにご理解をいただけたらと思います。

木澤委員 ごめんなさい、ちょっとよくわからなかったんですけど、今まで2年以上であったのを、5年以上にしたというふうに聞くと、要件が難しくなったのかなというふうに感じるんですけども、そうではないんですか

生涯学習課長 申し訳ございません。説明不足でした。現行の条例では、高校卒業以上で、2年以上放課後児童健全育成事業に従事していた者というのが、決まっておったんですけども、それに加えて5年以上、高校卒業した以上でなくて、5年以上従事していたもので、町長が適当と認めた場合は支援員になることができるということで拡大をしたということでご理解をいただきたい。今まででしたら高校卒業以上で2年間という決まりだったんですけども、それを残しつつ、さらに5年以上従事していたら資格を有するというふうに拡大したものであります。

木澤委員 その点はわかりました。ごめんなさい、補助員さんのですね、今、新たに設けていただいて、支援員さんとの違いっていうのをそしたらちょっと教えてもらえますか。

生涯学習課長 放課後児童支援員は、例えば保育士であるとか、先ほどの学校の教諭の資格を有したもの、ある一定の条件を有したものが支援員としてなります。それ以外について、資格を有してない方については補助員ということで何

年か以上経験を積んでいただいて、町長が適当と認めたら支援員になれるというものでございます。

木澤委員　　ですから、この1番のところで、補助員として5年以上従事すれば、支援員の基礎資格を有することになると読んでいいんですね。

はい、わかりました。

委員長　　平川委員。

平川委員　　ちょっとわからないので、教えていただきたいんですけど、高校卒業以上でもって2年以上経験がなければなれなかったのに、中卒以上で5年以上はどういう形で学童保育に従事する、経験を得ることができるんですか。

生涯学習課長　　補助員として学童保育の運営に5年以上従事されてた方は資格を有するということです。

委員長　　他にございませんか。

(な し)

委員長　　これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　　異議なしと認めます。よって、議案第33号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第35号 平成30年度小型動力ポンプ付積載車の取得についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

仲村総務課長。

総務課長 それでは、付託議案の（３）議案第３５号 平成３０年度小型動力ポンプ付積載車の取得についてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 消防車両の整備につきましては、町の消防車両整備計画に基づき、整備・更新を行うこととしておりまして、小型動力ポンプ付積載車につきましては、配備後１７年を基準とし、その期間の経過後、車両の状況により更新を行っていく方針といたしております。

第２分団の小型動力ポンプ付積載車につきましては、平成８年の配備後、本年で２２年が経過いたしますところから、火災時等における住民の生命・財産を守る消防活動に支障をきたすことのないよう万全を期するため、小型動力ポンプ付積載車を更新取得することにつきまして、その価格が７００万円を超えますことから、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

恐れいたしますが、議案書の２枚目をごらんいただけますでしょうか。

契約の相手方につきましては、去る５月１６日に指名競争入札を行い、株式会社黒松商会 代表取締役 黒松龍一、契約金額につきましては、８９６万４千円となっております。

なお、納車時期につきましては、本議会におきまして、議決を賜りましたならば、本契約を締結し、本年１０月中での納車を行ってまいりたいと考えております。

以上、付託議案の（３）議案第３５号 平成３０年度小型動力ポンプ付積載車の取得についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 指名競争入札で、ということで、行われていますけども、これ応札業者何社あったんですか。

総務課長 本年につきましては5社の指名競争入札の結果、3社が応札していただいているところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第35号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第36号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、議案第36号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

財政課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金で、児童虐待等対応の迅速化・効率化を図るために、本年度に導入した児童家庭相談システムの対象児童等の情報を住民記録データと連携させることとし、そのシステム改修等にかかる経費に対して補助金が交付されることから、子ども・子育て支援交付金23万5千円の増額をお願いするものであります。

第4目 商工費国庫補助金では、文化庁の世界文化遺産活性化事業補助金を活用した事業において、実施主体が町ではなく官民が一体となった組織となり、補助金の交付先が町を経由せず直接交付となることから、補助金額すべての1,630万3千円の減額をお願いするものであります。

次に、第15款 県支出金、第2項 県補助金では、第1目 民生費県補助金の第1節 社会福祉費補助金で、未就学児の医療費助成において、平成31年8月を目途に現物給付方式を県内全市町村で導入することに伴い、町の福祉医療システムの改修費に対して補助金が交付されることから、51万8千円の増額、第2節 児童福祉費補助金で、国庫補助金と同様の理由により、子ども・子育て支援交付金23万5千円の増額をお願いするものであります。

次に、第20款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、自治会から申請のあったコミュニティ活動事業が、自治総合センターコミュニティ助成事業の助成対象として決定されたことから、430万円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。

8ページをお開きいただけますでしょうか。歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費の第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげた自治会に対する自治総合センターコミュニティ助成金430万円の増額をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第5目 医療対策費で、歳入で申しあげた未就学児の医療費助成における現物給付方式の導入に伴い、システム改修が必要となることから、第13節 委託料で、町の

福祉医療システム変更業務委託料103万7千円の増額、第19節 負担金補助及び交付金で、国保連合会の福祉医療システム改修費市町村負担金13万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、歳入で申しあげた児童家庭相談システムの対象児童等の情報を住民記録データと連携することから、第13節 委託料で、その連携業務委託料35万7千円の増額、第14節 使用料及び賃借料で、データ連携のためのサーバ利用に伴うクラウドサービス利用料35万円の増額をお願いするものであります。

9ページにお移りいただけますでしょうか。

第6款 商工費、第1項 商工費では、第3目 観光費で、歳入で申しあげた文化庁の世界文化遺産活性化事業において、実施主体が町ではなく官民が一体となった組織となり、補助金が町を経由せず直接交付となることから、各種イベントや情報発信にかかる事業費を減額する分と、また、補助金採択において、対象外となった事業があり、その必要最低限の一部を町単独事業として実施するために増額する分とを合わせまして、1,412万6千円の減額をお願いするものであります。

節別の詳細につきましては、第9節 旅費で、世界遺産フォーラムが補助対象外となり実施をとりやめたことから、その特別旅費13万6千円の減額、第13節 委託料で、世界遺産フォーラム開催業務委託料214万6千円の減額、また、首都圏連続講座開催業務委託料は、実施主体が町でなくなるため、225万7千円の減額となり、合わせて440万3千円の減額、第19節 負担金補助及び交付金で、観光協会補助金としてホームページ多言語化事業分、観光マップ多言語化事業分、聖徳太子えほん作成分、巻物型パンフレット作成分につきましても、実施主体が町でなくなるため、それぞれを減額、世界文化遺産ライトアップ補助金につきましては、補助対象外となったことから、一部実施分70万円を町単独事業として残し、470万円の減額、「世界文化遺産」地域連携会議・斑鳩プロジェクトチーム負担金につきましては、補助事業の実施主体となる当該組織への事務費等が必要となることから、80万円の増額となり、合わせて958万7千円の減額となっております。

次に第5目 歴史街道ネットワーク事業費では、第19節 負担金補助及び交付金で、東栄会主催の常楽市について、主催者から無期限中止の申入れがありましたことから、まちあるきマーケット開催補助金88万円の減額をお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。

最後に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正に要する財源として218万5千円を充当させていただき補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長 以上で、議案第36号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに関催されました厚生常任委員会において、所管に関する内容につきましては説明がなされておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 8ページの自治総合センターコミュニティ助成金、国の方で採択されたんですけども、これ中身教えていただけますか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 こちらの自治総合センターコミュニティ助成金につきまして、こちらの助成金の事業者の方は一般財団法人自治総合センターとなっております、こちらの430万円の内訳についてであります、2つの自治会が採択を

受けておりました、いずれの自治会も太鼓台の修繕整備にかかるものとなってございます。1つは5丁町連合自治会で、こちらが250万円、もう1つは西里自治会で180万円で合計430万円となっております、以上でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第36号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する
ことについて、ご報告いたします。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

まず、資料1、平成29年度 斑鳩文化財センター入館状況について、お手元にご配付しておりますものをご覧いただけますでしょうか。

資料の構成につきましては、1で通常開館における入館者数、2から3で特別展の開催期間における入館者数、そして、4で入館者総数に区分して整理しております。

一番下の4のところではありますが、平成29年度の入館者数は9,565人で、平成28年度と比較しまして756人の減となりました。

減少しました主な理由としましては、通常開館において、学校や団体におけるグループの見学数が前年度に比べて減少したことや、史跡藤ノ木古墳秋季石室特別公開の中止等の影響により減少したことによるものと分析しております。引き続き入館者数を増加できますよう、リピーターの確保などに努力してまいりたいと考えております。

次に、展示関係についてであります。

「法隆寺ゆかりの都市文化交流協定」締結1周年を記念し、7月21日（土）から9月2日（日）までを開催期間とする夏季特別展「法隆寺食封で結ばれた文化交流展—法隆寺がつなぐ各地域の古代の様相—」の展示会の開催を計画しております。また、展示会の開催日初日となります7月21日（土）午前10時40分より開会式を計画しており、伴議長様や小村委員長様をはじめ議員のみなさまには、後日ご案内をさせていただきたいと思っておりますので、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

また、展示会開催を記念しました関連行事としまして、同日7月21日午後1時30分より、斑鳩町中央公民館において元近畿大学教授で史跡中宮寺跡整備検討委員会委員長を務めていただいております大脇潔氏と法隆寺食封の所在地の4市の文化財専門職員による「法隆寺食封 歴史講演会」を計画しておりますので、合わせてご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、「こども考古学教室」の開催についてであります。

「こども考古学教室」は、例年、夏休み期間に開催し、多くの参加を得て好評の体験学習であります。今年も8月5日に「こども勾玉づくり教室」を、8月19日に「こども鏡づくり教室」を開催してまいります。

次に、史跡中宮寺跡北側隣接地において実施しております道路建設に伴う発掘調査についてであります。

昨日、6月12日に現在検出しております柱穴群について、史跡中宮寺跡整備検討委員会の大脇委員長に現地に来ていただき、ご指導をいただきました。ご指導いただきました内容としましては、これからの柱穴群は中宮寺跡の北側を限る堀跡の可能性が高いこと。他の中宮寺跡整備検討委員会の委員に報告すること。奈良県教育委員会及び文化庁に報告して指導を

仰ぐこと。の以上3点であります。

今後、これらの関係機関の指導を得ながら、これらの遺構について適正に取り扱ってまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 平成29年度町税収納状況について、理事者の報告を求めます。
本庄税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項の(1)平成29年度 町税収納状況につきましてご説明、ご報告をいたします。

恐れ入りますが、本日、お配りしております資料2の方をよろしくお願いいたします。

本資料につきましては、上段の表に平成29年度の町税の税目別の収納状況を、その下に、参考といたしまして、過去5年の年度別の収納状況をお示しさせていただいております。

はじめに上段の表の一番下「合計」欄をご覧いただきたいと思えます。

はじめに、調定額でございます。

平成29年度の町税の調定額は、現年分と滞納分を合わせまして、30億769万8,072円となっております。前年度、平成28年度の調定額29億8,629万7,219円と比較いたしまして、2,140万853円、0.7%の増となっております。

次に、収納額でございます。

平成29年度の町税収納額は、29億2,879万995円となっており、前年度の収納額28億9,945万1,536円と比較いたしまして、2,933万9,459円、1.0%の増となっております。

次に、調定額に対する収納率、表の右から3列目でございます。

平成29年度の収納率は、現年分が前年度と比較いたしまして0.1ポイント増の99.3%、滞納分が前年度より0.6ポイント減の27.8%となっております。現年分と滞納分を合わせました全体の収納率は97.4%で、前年度の97.1%から0.3ポイントの増となっております。

続きまして、税目別の収納状況についてご説明をいたします。

はじめに、町民税でございます。

個人と法人を合わせました町民税の調定額は、14億9,165万5,682円、収納額は14億6,658万6,741円となっております。収納率は98.3%で、前年度から0.2ポイントの増となっております。

次に、固定資産税でございます。調定額が12億326万9,740円、収納額は11億5,594万6,274円で、収納率は96.1%、前年度から0.4ポイントの増となっております。

次に、軽自動車税では、調定額が5,200万3,849円、収納額は5,071万2,005円で、収納率は97.5%、前年度から0.5ポイントの増となっております。

次に、たばこ税でございます。調定額、収納額とも1億2,672万934円、収納率は100%でございます。

次に、都市計画税では、調定額が1億3,404万7,867円、収納額は1億2,882万5,041円、収納率は96.1%で、前年度から0.4ポイントの増となっております。

最後に、滞納額の状況について、ご報告をいたします。

上段の表の右から4列目、調定額に対する収納残額の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思います。

平成29年度末の滞納額は7,627万7,576円で、前年度、平成28年度決算におけます滞納繰越額8,069万2,410円と比較いたしまして、441万4,834円、5.5%の減となっております。

以上、平成29年度の町税の収納状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2)平成29年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。佐谷まちづくり政策課長。

まちづく それでは、各課報告事項(2)の平成29年度斑鳩町文化振興センター
り政策課 指定管理者事業報告についてご報告申しあげます。

長 資料3をごらんいただけますでしょうか。

初めに、1ページの公益財団法人斑鳩町文化振興財団収支計算書前年度比較についてでございます。この収支計算書は、平成29年度の収入、支出の明細表となっており、各事業活動別に前年度と比較して、各科目の執行状況の増減を示しております。

初めに、ローマ数字のIの事業活動収支の部でございます。

1.の事業活動収入は、合計で1億5,802万8,820円です。前年度と比較して875万1,009円の増となっております。

その主な内訳は、(2)の事業収入の自主事業収入で、22万2,550円の減、(3)の受託事業収入では、施設管理受託事業収入で、226万2,723円の増、使用料収入で、研修室及び附属備品の使用料収入の増額により120万3,038円の増、受託事業収入で、町制70周年記念公演、これは宗次郎コンサートと相川七瀬コンサートでございますが、これ及びNHKとの共催事業の事業収入として633万5,972円の皆増となっております。

次に、2.の事業活動支出は、合計で1億5,562万8,820円です。前年度と比較して677万2,009円の増となっております。

その主な内訳は、(1)の事業費支出の①自主事業費支出で199万8,236円の減、②受託事業費支出で633万5,972円の皆増などとな

っております。④共通支出では、68万8,780円の減で、自主事業や受託事業などに要する人件費や賃金を区分した科目となっております。⑤施設管理運営支出では、298万4,429円の増となっております。

次に、(2)の管理費支出の①法人管理費支出は、法人管理に要する経費で、20万2,738円の増となっております。

この結果、平成29年度は、事業活動収入1億5,802万8,820円、事業活動支出が1億5,562万8,820円となり、事業活動収支差額は240万円となっております。

次に、ローマ数字のⅡの投資活動収支の部では、投資活動支出で240万円となっております。これは新たに取得した雅楽用の楽箏・楽琵琶という楽器の購入費となっております。

この結果、平成29年度は事業活動収支の部、投資活動収支の部を合わせまして当期収支差額は0円となっております。

ローマ数字Ⅲの財務活動収支の部、ローマ数字Ⅳの予備費支出につきましては、平成29年度においては、収入、支出ともなく、収支はございませんでした。

なお、Ⅰの事業活動収支の部の1.の事業活動収入のうち、斑鳩町が文化振興財団に支払っているものは、(3)の受託事業収入で、施設管理受託事業収入1億720万3,967円となっております。また、町から文化振興財団への補助金は、(4)の補助金等収入で778万8,364円となっております。

続きまして、いかるがホール施設管理運営費の内容についてでございます。

裏面の2ページをごらんいただけますでしょうか。本表は、いかるがホール施設管理運営費の経費の内訳を表したものでございます。平成29年度のいかるがホール施設管理運営費は、一番下の行でございますが、前年度と比較して214万6,193円増の1億1,144万8,230円となっております。その主な内訳は、人件費が2,653万1,950円、光熱水費が1,807万7,154円、委託料が4,664万4,379円、事務費が1,270万8,556円、修繕費が456万6,400円などとなっております。また、これら費用を前年度と比較いたしますと、

人件費が定期昇給及び賞与支給率等改訂により27万1,051円の増、光熱水費は49万1,495円の増、委託料が190万3,703円の増、事務費は142万268円の減、修繕料が非常照明器具用蓄電池の更新等により130万5,992円の増などとなっております。

続きまして、文化振興財団の自主事業等の収支内容についてでございます。

3ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、自主事業比較表についてでございますが、この比較表は、文化振興財団が実施した自主事業の収支差額に着目した分析となっております、右端の平成29年度の合計の箇所をご覧くださいませでしょうか。平成29年度では、事業収入が987万3千円、事業支出が1,201万3千円で、収支比率は82.2%となっております。

最後に、いかるがホール友の会会員数の推移についてでございます。平成29年度の会員数は、一般会員が582人、法人会員口数が91口で、総数で673となっております。

以上、斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

それでは、次に、(3)平成29年度斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。

安藤まちづくり政策課長。

まちづく
り政策課
長

それでは、各課報告事項(3)平成29年度斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告についてをご説明させていただきます。

資料4をごらんください。

こちらの資料4、1ページでございます。まず、管理についてでございます。一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として運営管理を行っております。観光自動車駐車場については、観光協会臨時職員9名によりローテーションを組み、業務を遂行されております。

続いて、斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）につきましては、観光協会職員3名と臨時職員2名の計5名で、ローテーションを組み、無休で運営しております。

次に、運営についてであります。観光自動車駐車場については、移動中の団体客の安全に留意し、安全な車両誘導に努めております。また、斑鳩の里観光案内所につきましては、町内行事や社寺での催事情報の収集に務め、迅速な情報提供を心がけ、特にJR法隆寺駅の案内所との連携を密にし、細やかな対応を行っております。

法隆寺iセンターは、法隆寺や斑鳩町の観光情報・行事等の情報発信はもとより、歴史街道推進事業の拠点施設としても位置付けられておりますことから、奈良県内の行事等についても歴史街道推進協議会等と連携をとりながら情報提供に努めております。

また、町内観光施設の案内を積極的に進めておりまして、斑鳩の里観光ボランティアの会及び斑鳩アイセス・G・Gの観光ボランティアと連携し、多くの観光客を案内いただいているところでございます。

次に、利用状況及び使用料等についてであります。

資料の3ページをごらんください。観光自動車駐車場については、バスが3,395台でありまして、前年度比99.3%、乗用車は2万2,745台でありまして、前年度比103.3%となっており、収入額では、2,161万8,800円に対しまして前年度比28万3,000円の増で、前年度比101.3%となっております。

次に、法隆寺iセンターにつきましてでございます。入場者数は64,349人で、前年度比111.3%の増となっております。また、法隆寺iセンターの2階にあります多目的ホールの利用回数については168回であり、前年比92.8%となっております。

バスの駐車台数の減少につきましては、修学旅行等によるバスの台数が前年と比較し減数した一方、聖光堂の営業終了に伴い1月～3月期のバス

の駐車台数が増加しており、前年度比の24台の微減となっております。また、乗用車の増については、旅行形態が団体旅行から個人旅行に変化していることの影響と考えております。

続きまして、管理に係る収支でございます。4ページをごらんください。

収入では、指定管理料収入、iセンター使用料、駐車場利用料で、3,516万9,800円で、支出は観光自動車駐車場及び斑鳩の里観光案内所と合わせて、人件費、委託料等で3,144万1,371円となり、収支差額が372万8,429円となっております。また、町への精算は、修繕費・光熱水費のマイナス88万4,919円の精算額となっております。

以上、平成29年度斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 では次に、(4)通学路等における防犯カメラの設置について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の(4)通学路等における防犯カメラの設置につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号5の平成30年度通学路等における防犯カメラの設置予定箇所図という標題の資料をごらんいただけますでしょうか。

本町では、昨年度、犯罪を未然に防ぐ「犯罪の抑止」と、万が一、犯罪が発生してしまった場合における「犯罪の早期解決」を目的といたしまして、通学路等の街頭に、10台の防犯カメラを設置いたしました。今年度は、さらに4台の防犯カメラを設置することとしておりまして、その設置予定箇所の取りまとめを行いました。

今回の設置に際し、ご意見をいただいております全体的な設置計画につきましても、西和警察署と協議いたしましたところ、過去の犯罪の発生

状況や、犯人の逃走経路となりうる箇所などの観点から検討いたしました結果、全体で20台、今回の4台を含め、今後10台を追加設置すれば、町内全体を見て、バランスのとれた効果的な配置になるのではないかと、うご意見をいただいているところでございます。

今回の4台の設置予定箇所につきましては、この設置予定箇所図におきまして、赤色の丸で表しており、追加設置の意見があった10か所のうち、優先度が高いと考えられる4か所を西和警察署員、教育委員会事務局担当者と現地を確認したうえで、選定したものでございます。

また、今後のスケジュールといたしましては、今回の4台分につきましては、8月末までに設置を完了いたしまして、9月から運用を開始してまいりたいと考えております。

なお、青色の丸印で表記しております残る6台につきましては、来年度以降の設置に向けまして、あらためて、議会の皆様方とご相談をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、各課報告事項の(4)通学路等における防犯カメラの設置につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
平川委員。

平川委員 この設置の予定箇所のどこに設置するのかっていうのは、どういう形で決めたのか、もう1度説明していただけますか。

総務課長 この設置の箇所の考え方でございますけれども、西和警察署と協議をした中で過去の犯罪の発生状況であるとか、犯人の逃走経路となり得る箇所などの観点から検討し、またこの4台につきましては、特に優先度が高いところにつきまして、現地を確認したうえで選定したということでございます。

平川委員 よく防犯メールで不審者が現れたっていうふうなことをメールでいただくんですけども、実際に犯人が、事件が発生した場所とか、逃走経路と

なり得る場所と、そういう不審者が現れたっていうところと必ずしも一致していることはないと思うんですけれども、そのあたりは考慮はしていただいているのでしょうか。

総務課長 それにつきましては、交差点などを中心にまずは逃走経路となり得ると、交通量の方も勘案して今回、場所の選定をしておるところでございます。

平川委員 そういう犯罪の逃走経路となるところっていう視点も必要かなとは思いますが、そういう不審者が現れたっていうところとかで、非常に住民の方も不安に思っておられるところもあって、そこをなんとか、特に暗いところとか、通学路だけれども、ちょっと人通りがないところとか、特に子どもが1人で帰っていくようなところとか、そういうところ不安に思っておられる方もいらっしゃるんですけれども、それ、いくら防犯カメラの設置で効果があるのかどうかもちょっとその辺もわからないですけれども、そういうところは考慮されないのかということと、あと今後の6箇所予定されてますけれども、これ以上は要望とかがあったとしても、一応これで町としての設置については完了するような計画なのか、そのあたりちょっとお伺いしたいと思います。

総務課長 町内全域を網羅的に防犯カメラでカバーするというのは予算的にもなかなか難しいと考えておまして、個別のそうした不審者の発生などにつきましては、今、防犯のメール等で周知をさせていただいております、こうしたところにつきましては警察署、警察によるパトロールであったり、地域の防犯団体の方のパトロール等でカバーをしておるという状況でございますので、そのあたりにつきましては、そうした方々の協力も得ながらですね、防犯の充実に努めてまいりたいと考えております。また今後この20箇所で終わりかというようなお話でございますが、これにつきましては、まずこの20箇所の設置を目指しまして、今後の状況につきましては、状況を見ながら増設の必要性についてはまたご相談をさせていただきたいと考えておるところでございます。

平川委員　この防犯カメラの設置はだいたい1台あたりどのぐらいの費用がかかるのか。例えば自治会単位でもし、じゃあ町としてつけてもらえないなら自治会でするわって言って、賄える程度の費用なのか、お伺いできませんか。

総務課長　昨年度、町の方で設置をいたしました10台の防犯カメラにつきましては、リース契約に基づいて入札、指名競争入札を行って契約を行っております。それでその10台の物で5年間として維持管理料、また設置工事費も込みで1台あたり約90万円となっております。

委員長　それでは、私から1点お聞きしたいんですけども、この防犯カメラ、今自治会の話も出たんですけども、今後、町としては今これだけの防犯カメラを設置いただく予定をしてるっていうことなんですけど、また自治会さんとかで今もうつけておられるところもあると思うんです。今後つけられる時にそれに対する助成とか補助とかっていうのは考えておられるのでしょうか。

総務課長　現時点におきましては、まず町の方でこの防犯カメラ20台を設置を目指していくということで考えておりまして、今後につきましては自治会の要望等を勘案しながらまたご相談をさせていただければと考えております。

委員長　ほかに。　嶋田委員。

嶋田委員　今、ちょっと質疑やとか聞かさせてもらいましてんけれども、この防犯カメラは通学路に対しての防犯カメラですな。自治会からの要望というのは通学路に対してなんかどうか、そこらへんがちょっとわからんですけど、どういう意味で答弁されたんですか。

総務課長　先ほどお話がありましたのは、町の方は今通学路を中心として設置をさせていただいているところがございますが、自治会が独自で設置されるような防犯カメラを町の方で助成制度についてということの、先ほど委員長

からのご質問だったと思うんですけども、そういった補助制度につきましては、まずは町の方でこの設置の方を進める中で状況を見ながら、あればご相談をさせていただきたいという趣旨でございます。

嶋田委員 自治会からの要望というのは通学路に対しての要望ですか、それとも自治会内の、まあ寂しいところやとか、そういう意味でとらまえておられるんですか。

総務課長 自治会の中で独自に設置されるものに対しての地元設置の物であると考えております。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 今、聞いてたらね、私もちょっとふと思ったんですけど、通学路に対して防犯カメラつける、登校するときは集団登校で一定なんですけど、帰るときは皆1人なり2人なり、3人とか帰られるんですけども、子どもは帰るときは登校と違うところに帰るということをよく聞いているんですけど、そういう場合はどういうふうに網羅していくのかなと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えてはるのかな。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時11分 再開)

委員長 再開いたします。 仲村総務課長。

総務課長 下校時につきましても、通学路の方を歩いて帰るというルールになっておるということで認識しております。以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(5) 幼稚園保育料の負担軽減(案)について、理事者の報告を求めます。 安藤教育委員会事務局総務課長。

教委総務 それでは、3. 各課報告事項(5) 幼稚園保育料の負担軽減(案)について、ご説明をさせていただきます。資料6をごらんください。
課長

子ども・子育て支援法施行令に定める公立幼稚園における利用者負担の上限額と整合を図ることから、所要の改正を行うものでございます。

まず初めに、国の制度について説明をさせていただきたいと思っております。つけております資料6(参考)をごらんいただきたいと思います。この資料は、平成27年3月31日付けで発出されております子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布についての通知でございます。保育園、幼稚園、認定子ども園につきましては、この子ども・子育て支援制度において運営を行うこととなっております。

資料の説明につきましては、今回の改正に関わりのあるところについて説明をさせていただきます。

まず4ページをごらんください。(1) 教育認定子どもに係る利用者負担の上限額が定められております。所得階層毎に上限が定められており、公立幼稚園におきましては、この表に示す上限額を適用することとなっております。表の中で②市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)でございますが、では月額3,000円となっております。

続きまして、8ページをごらんください。2. といたしまして利用者負担の上限額に関する多子軽減の特例がございます。負担額算定基準となる子どもが世帯に2人以上いる場合に、利用者負担の上限額を減額するとしております。(1)は利用者負担が半額になる要件、(2)では利用者負担がゼロになる要件が示されております。小学1年生から3年生までの兄又は姉を含めた兄弟関係を見て算定を行うというものでございます。

それでは資料6にお戻りいただきたいと思います。ただ今、ご説明をさ

せていただきましたように、平成27年度に、国におきまして市町村民税非課税世帯の公立幼稚園の保育料の限度額が月額3000円、年額36,000円に改められ、また、多子計算の算定対象となる範囲を、同時在園であったものが小学校3年生まで引き上げられたものでございます。

このことにつきましては、本町においても同様に改正をしていくべきものでありましたので、当時の町長にですね、子育て支援法の施行に伴い本町の町立幼稚園保育料の減免限度額等を改正する必要があると説明を行いました。前町長からは改正する必要はないとおっしゃられました。またその後特段指示もございませんでした。

このことから、改正に係る事務を執ることができなかったというものでございます。

なお、平成28年度、平成29年度につきましては、低所得の多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担軽減を実施しているところでございます。

こうしたなか、去る5月10日、国における平成30年度の負担軽減に係る通知を受け取りました。町長も交替されですね、町の体制も変わるなかで、本町の本年度の町立幼稚園保育料のあり方の検討を行うなかでですね、改めて、平成27年度に行われた制度改正との整合を図っていく必要があると判断をいたしました。

それでは、その改正の内容でございますが、(1)町立幼稚園利用者で市町村民税非課税世帯につきまして、第1子の保育料負担を軽減することとしております。表の中のアンダーラインの箇所が変更箇所でございますが、減免適用後の保育料は、市町村民税非課税世帯で、年額53,200円、月額4,433円を年額36,000円、月額3,000円に改正するものであります。

次に、(2)多子計算の算定対象となる範囲を、同時在園から小学校3年生以下に引き上げるものでございます。

続きまして、2.実施時期でございますが、平成27年度の町立幼稚園保育料から遡及して適用したいと考えております。

なお、影響額につきましては、現在、精査中ではありますが、単年度の概算額で申しあげますと、市町村民税非課税世帯の第1子の保育料の負担軽減にかかる区分で約20万円程度、また、多子計算の範囲を小学校3年生

まで引き上げることについては単年度で約400万円程度必要になるのではないかというふうに考えております。また、保護者の皆様に速やかにですね、返還してまいりたいことから、この費用につきましては、本定例会の最終日に一般会計補正予算を上程させていただきたいと考えております。

以上、幼稚園保育料における負担軽減（案）についてのご説明とさせていただきます。

議員の皆様方、保護者の皆様方、また町民の皆様方には大変ご心配をおかけいたしまして、誠に申し訳ございません。

今後、適正な事務の執行を行ってまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 説明だと、平成27年度から本来であれば適用していなければいけないと、要は法律違反の状態であったということですね。
それは国からなにか改善を求める通知なりとか、何かってというのはなかったんですかね。

教委総務課長 特に、国・県からはですね、そういう通知というかそういう状況確認するということはありませんでした。

木澤委員 もう1つ、法律に違反してる状態に対して、何かペナルティっていうのはあるんですかね。

教委総務課長 遡及をしてですね、対応していくということであればですね、特段問題ないのではないかというふうにですね、県の方からは確認をとったという状況でございます。

木澤委員 今回、遡及して対応していただくと、本来であれば法律に沿って27年度からするべきところをやってなかったということで、それきちっと報告

いただいて誠実に対応されようというふうにはしていると思いますので、そのこと自体は評価させていただきたいと思うんですけども、これまた金額、町の負担が発生してきますよね。正確な金額というのはまだきちっと出てないということですけども、単年度で先ほど報告いただくと多子世帯の分も含めて420万ということだと、27、28、29で3年間だと1、200万円を超えるような金額になってくるかなというふうに思うんですけども、これですね、保育料の上限を設けるということで、その差額を返還していくんですけど、この差額の中でですね、本来であれば、国の費用負担っていうのもあったのかなというふうに思うんですけども、そこをまずちょっと聞かせてもらえますか。

教委総務課長 この子ども子育て支援制度になる前はですね、就園奨励補助金を受けておったんですけども、この平成27年度からは公立幼稚園につきましては補助金対象がもうなくなっております。ですから市町村の事業ということになっております。

木澤委員 交付税算入なんかもなくなっているんですかね。

委員長 藤原教育長。

教育長 これにつきましてはですね、いわゆる通常の市町村の事務ということでございます。従いまして通常の経費という形で普通交付税の方で算入をされているということでございます。

木澤委員 今回、さかのぼって返還をしていくということになると、その辺の、はっきり言うと補助っていう形ではないですけども、国の負担がその中でもあった中で、そのさかのぼって返すというふうになると、そのところの関係はどうなんですかね。町が全額負担していくということになって、ほかのところでも交付税の算入だとか、そういうものも一切考えられないのか、県の方で聞いたら、さかのぼって返すんやったら別にかまへんよっておっしゃっているのであれば、そのところも費用的な措置をしていただ

けるのかどうかですね。

教育長 先ほども申しましたようにですね、それぞれの年度におきまして、標準的な経費という形で、交付税の方が算定されておるということでございまして、これに関して国の方が特別な負担をするということはまったくございません。

木澤委員 もうすでに標準的なものとして入っているけども、斑鳩町としては施行してこなかったというだけの話だということですね。

委員長 木澤委員。

木澤委員 法律でそうしなさいとなっていたのであれば、当然他の市町村については、このように上限を決めて、それ以下で運営されていると思いますけども、そのところは確認していただいていますか。

教委総務課長 すべて全国的に確認したわけではございませんけれども、ほぼこの新制度で運営されているところです。

木澤委員 何をもって、その、前町長がですね、それはしなくていいとおっしゃったのかちょっとわからないですけども、本来法に沿って適用すべきもので、それができてなかったというのは町の方としても反省して改善されると、われわれ自身もチェックできてなかったのは落ち度はあったのかなというふうにも思いますけども、そのようにして、今からでもさかのぼって対応していくということについては、していただくべきかなというふうには思います。

あとちょっとまだ金額が確定していないということですけども、きちっと確定した金額もですね、確認をさせていただいて、また最終日に上程をということですので、それはそれでまたしていただければいいのかなというふうには思います。

委員長

藤原教育長。

教育長

この、3過年度分の返還分につきましてはですね、最終日に上程させていただきたいと、あわせまして平成30年度分、今年度分につきましても減免措置の規定を変更する必要がございます。それにつきましてはですね、保育料の歳入の減という形での合わせてそれもさせていただきたいと思っております。

委員長

他にございませんか。 平川委員。

平川委員

この国の方の制度改正、3月31日ということなので、本来であれば28年のどの時点でそういう改正をするべきだったのかというところと、あと、こういうことの必要性については、前町長なり、教育長なりにもきちんと説明したうえで、いやしなくていいということだったのか。確認させていただけますか。

教委総務
課長

平成27年度からこの子ども子育て支援制度が始まっておるんです。毎年この幼稚園のですね、保育料の関係につきましては、5月にですね、国の方からその年度の軽減のですね、限度額というのが示されてきます。それを受けてですね、その年度のあり方をですね、実際そこで検討しておったということでございます。幼稚園につきましては、減免制度ですので4月からは一定の保育料をいただいてですね、年度途中で額を算定して減免を適用して返還をしていくという流れでやっておりましたので、例年5月頃にですね、検討しておったということでございます。当然、上司である教育長、また副町長にはですね、今年度こういう取り組みを考えているということで相談はさせてもらいました。その結果につきましては、当然、教育長にはですね、報告はしております。ちょっと副町長にもおそろくしていたかと思うんですけども、ちょっと定かには覚えてなくてですね、申し訳ないんですけども、教育長には、町長がそういう指示であれば仕方ないのではないかというような状況であったと、そういうふうに認識しております。

平川委員 ということは、本来であれば、6月の補正で組んで改正についての処理をしていくところだったということの認識でいいんですか。

教育長 こういうことにつきましてはですね、町税条例の改正とよく似たところがございます。あらかじめですね、国の方はこういう予定であるということではまあ前もって知らされるという部分もございます。それをもってですね、改正をされていく町村もございます。またですね、この文書が3月31日付けで発せられているわけでございますけれども、場合によっては国の改正ということで、3月31日をもって専決処分をされているところもございます。また当町の場合は町税だったらそういうこともありますけれども6月議会で諮っていく、そして遡及適用すると、いろんなケースがあると思います。

平川委員 今のお話だと、前町長が特に改正する必要がないとおっしゃられたので、教育長の方もそれです承されたということですか。

教委総務 そういうことになろうと思います。

課長

平川委員 もう1点、この返還していくにあたっては、対象となる人っていうのはきちんと追跡して返還するっていうことはできるんですか。

教委総務 当時在園していたすべての対象児童、対象世帯をですね、確認していくつもりでございます。

課長

平川委員 ということは、まだ、現時点で追跡できるかどうかというところまでまだわからないんですか。もうある程度この人っていうことは確定はできているんですか。

教委総務 現在その作業をしているところでございます。1件1件ですね、現在確認しておりますので、すべて対象者をですね把握できると、そのように考

課長

えております。

平川委員　　ちょっとその、本来改正しなければいけないものを担当課があげていったのに、必要がないっていうこと自体がちょっと理解ができないんですけども、そういうケースってというのはこの1件だけなんですかね。

このことについてはこの1件だけだというふうに理解しておいていいんですか。

委員長　　乾副町長。

副町長　　これにつきましては、今回こういうことが発覚しましたので、他の部署におきましてもそういうことがないか確認をいたしております。で、ないということで、この1件のみということでございます。

委員長　　木澤委員。

木澤委員　　こういう事態になって、まず住民の皆さんにですね、どういうふうはこの状況を報告っていうんですかね、お伝えしようと考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長　　藤原教育長。

教育長　　この件に関しましては、先ほど平川委員の方からおっしゃっていただきましたように、把握できるのかどうかということでございます。これにつきましては努力してまいるつもりでございますけれども、広報においてもですね、お知らせをしながらですね、住民の皆さんにも説明責任を果たしていきたいというふうに思っております。

木澤委員　　まずやっぱり該当者の方も含めて、町民の皆さん全体にですね、町としてこういうことがあったという事実と、対応どういうふうにしてしようとしているのかっていうのは、きちっとお伝えするべきだというふうに思うので

そのことをお願いしたいのと、あと、町長がせんでええと言ったのをそのまま進んでしまうシステム自体がどうなのかなと。われわれも法令のですね、政令の1個1個っていうのはチェックできないところもありますので、それはやっぱり本来であればその時点で議会に報告していただいてっていうふうになるんですけども、ただ、なかなかそうは言ったかって、町長がええって言ってたらそれがされないということになってしまうので、法律違反ですから、そんなことがあってはならないということもあって、われわれ自身の問題でもあるんですけども、そういうことが起こらないシステムをですね、きちっと構築していく必要があると思いますので、今すぐ、これどうこう、どういうふうにするのがいいっていうのは言えませんが、やはり今回のことを教訓にしてですね、チェック体制の構築ですね、については必要だと思いますので、このことも意見というんですかね、提案として申しあげておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 伴議長。

議長 これ、ずっと目を通させていただいて、資料の、参考の資料の方ですけどね、ここで子ども子育て支援と一番頭に書いてありますわな、ということは、これずっと見ていくと決して幼稚園だけでなく、保育園、保育所っていいですか、にも該当するような、2ページの頭の方でも、10番のところでも保育所と書いてあると、その時に結局同じような同じようなことが保育所の方でも、国からの指示があったんじゃないかと推測するんですけど、そのあたり、保育所は改正がされてたのか、幼稚園だけが改正されなかったのか、その時の一番トップの方がどんな指示をされたかわかりませんが、その状況だけちょっと聞きたいんですけども。そのあたりわかりますかな。保育園、保育所はされてたんか。幼稚園だけ残されたんか、聞きたいんですわ。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 保育所の保育料につきましては、条例でございますので、条例改正の方

は当時、平成27年度分としてさせていただいております。

議 長

おもしろいですな。子ども子育て支援で町立の保育所の方はちゃんとされてて、同じように子どもがあれしてるのに、幼稚園だけされなかった。その時の直接聞くことができませんので、もうどうしようも、ちょっと今もどかしい気持ちにはなってますけど、非常に不思議なことが起こったというように私は認識します。まあ言えば両方ともされてないのやったら、1つの考え方としてあったんかも、その考え方も理解できませんが、あったんかもしれませんが、片方は条例改正されて、片方はそのままにしておくと、ちょっと表現悪いですけど、そういうような感じがいたしますので、これはおかしい話やなというように私自身思っております。以上です。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

それでは、私からちょっと質問させていただきます。

伴議長もおっしゃいましたとおり、保育園は改正されて、条例に基づいてされたということで、何かそういったところで何か意図があったのかなというふうにも私も何か思ってしまうんですけども、やっぱり課長があげていったものを、重ね重ねになりますけども、課長があげて行って、省令で決まっていたものを改正すべきものをしていなかったということで、当時のやっぱり何度も一般質問でもさせてもらってますけれども、庁内の雰囲気っていうのが、これはおかしいでしょということを言えない雰囲気だったのかなと思います。今、乾副町長おっしゃっていただいたようにですね、本当にすべての課において、こういった状況がないのかっていうのは執行部としてしっかりと点検といいますか、もう1度当時まで振り返ってですね、各課でそういったことがないのかっていうのは、しっかりと今これを契機にですね、洗い出していきたいと思います。もう本当にこういう報告が今後ないように、今、この段階で他の課、しっかりと総点検していただきたいと思います。それが私の意見、要望でございます。

他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
仲村総務課長。

総務課長 総務課のほうから1点、職員採用試験の実施につきまして、ご報告をさせていただきます。

平成31年4月1日採用の職員採用試験について、本年8月26日(日)に第1次試験を実施する予定でございます。

本年の職員採用試験につきましては、受験者をより確保するとともに、多様な人材を確保する観点から、試験日について、統一試験日を外し、約1月前倒しして、第1次試験を実施いたします。

また、公務員試験に向けた特別な準備を行わなくとも受験しやすい試験内容にするとともに、受験可能年齢を40歳まで引き上げて、実施することといたしております。

なお、試験の実施につきましては、7月号の広報いかるが及び町ホームページで募集記事を掲載する予定でございます。

以上、職員採用試験の実施につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづく まちづくり政策課より4点報告させていただきます。

り政策課 1点目です。

長 まちあるき拠点の公募型プロポーサルについては、今年3月16日の総務常任委員会で概要案をご報告させていただき、その後、事業者選定委員会等において、募集要項等の検討を重ねてまいりました。

このなかで、3月16日の総務常任委員会で、「土地の賃貸期間として20年」と説明しておりましたが、調査研究する中で、プロポーサルに参加事業者にとって、20年は建物建設にかかる費用に対して償却期間とし

て短すぎる、この条項によって、事業者が当プロポーサルに参加できないといった意見を多数いただきました。

また、平成20年に改正された借地借家法では、30年以上50年未満として事業用定期借地権を設定する場合には、契約の更新をしない、存続期間の延長をしない、建物の買取請求をしないといった条件を定めることができます。このことから、土地の賃貸期間としては30年以上～50年未満と変更させていただきたいと考えております。

あわせて、今年6月1日には、斑鳩町財産規則の改正を行い、事業用借地については「10年以上50年未満」町有地を貸し付けできる規定としたところであります。

この変更も含めまして、町の顧問弁護士にも募集関係書類をご確認いただき、平成30年7月3日にまちあるき拠点の公募型プロポーサルの公告を行う予定でございますので、ご報告申しあげます。

2点目でございます。

本年に予定しておりますいかるがホール空調設備更新工事の工事内容の変更につきましてご報告させていただきます。

いかるがホールの開館以来使用してまいりました空調設備の老朽化により、熱源機器等の入れ替えが必要となりましたことから、熱源を現行の重油から電気に変更することも含め、工事内容を検討する方針とし、平成29年度予算に設計業務委託料を計上するとともに、平成29年4月から工事に向けての休館予告を行ったところでございます。

その後、平成29年8月に更新工事設計業務を委託し、熱源設備の容量、効率化の比較の改善検討を行った結果にもとづき、エネルギー消費効率の改善を見込める電気を採用する方向としました。

しかし、詳細設計を行う段階において、設備工事等で経費が膨らみ、1億8,000万円で改修工事予算の要求を行ったところでございます。

しかし、予算上程後も、継続して工事手法についての検討を続行し、いかるがホールの初期投資で整備いたしました重油タンクを継続して使用することによる経費効果も含めまして、更新費用及び維持経費、さらに施設の耐用年数を総合的に考慮し、工事内容を再検討したものでございます。

この結果、既存の重油タンクを今後20年使用した場合、工事費やラン

ニングコストを合わせた予想経費が、電気式で更新する場合の予想経費を下回ると判断し、熱源方式を重油のまま継続することで方針変更を行うことといたしました。

工事内容については、熱源機器・付随設備機器・関係機器のみを更新するもので、約6,500万円の工事費を見込んでおります。2点目につきましては以上でございます。

3点目でございます。

斑鳩町商工まつりの開催について、ご報告させていただきます。

恒例となっております、斑鳩町商工会青年部主催の斑鳩町商工まつりの開催については、7月21日（土曜日）の開催に向けて準備が進められているところでございます。

4点目でございます。

竜田川紅葉祭りについて、ご報告させていただきます。

5月21日の総務常任委員会において、竜田川紅葉祭りについては、駐車場の確保が難しく、周辺からの苦情が多く寄せられていること等から、実施主体であります斑鳩町観光協会において、実施の可否について協議中であるをご報告しておりましたが、5月29日の斑鳩町観光協会総会において、平成30年度の竜田川紅葉祭りは開催しないことを決定されましたので、ご報告させていただきます。以上でございます。

委員長 福居財政課長。

財政課長 財政課から「町有地の売払い」について、ご報告を申し上げます。

3月の本委員会でご報告を申しあげました、一般競争入札による龍田南2丁目地内の町有地売却の入札結果についてであります。

入札参加申込み期限までに、3件の申込みがありましたが、5月30日に実施した入札において、1件の応札となり、110万円で個人の方が落札されました。

予定価格につきましては、102万4,900円で設定しておりましたので、7万円程度上回る落札額となっております。

現在、落札者と土地売買契約書を締結し、売却手続きをすすめていると

ころでございます。

以上で、町有地の売払いにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務 教育委員会事務局総務課より1点ご報告をさせていただきます。

課長 子ども模擬議会の開催についてでございます。

本年も、8月9日の木曜日に、議場をお借りいたしまして子ども模擬議会を開催することとしております。町内の小学6年生及び中学1年生の児童生徒が、テーマに沿って意見や希望を述べ、理事者が答える一般質問の形式で執り行うものでございます。また、前日8月8日の水曜日には、1日議員の任命式並びに議場でのリハーサルを予定をしております。

議長様におかれましては、大変お忙しいなか、2日間ご出席いただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、子ども模擬議会の開催についてのご報告とさせていただきます。

委員長 栗本生涯学習課長。

生涯学習 続きまして、生涯学習課から1点、学校体育施設の使用申請につきまして、一部、見直しをさせていただきますので、ご報告をさせていただきます。

町では、「斑鳩町立学校の体育施設開放に関する規則」に基づきまして、3小学校の体育館及び運動場、南中学校のサブグラウンドを開放しているところであります。

その規則では、使用許可の条件として「町内に居住する者で10人以上の団体」となっているところではありますが、事務の取り扱いをまとめた学校体育施設開放事業実施要項では、申請者は、使用しようとする学校の校区に居住する者としておりまして、これまでその要項に基づき運用をしてきたところであります。

しかし、学校体育施設を利用する住民の方々からは、校区外の体育施設が空き状況になっ

申請時に校区内居住者の都合がつかなければ申請できないといった事象があり、町内居住者であれば、どの学校体育施設でも使用できるようにとの改善の要望を受けていたところであります。

その要望を受け、検討いたしましたところ、申請者が校区内居住者でなければ何か問題が生じるといったことも想定できず、より住民の方々に気軽に学校体育施設を使用いただけるよう、事務の取り扱いにおけます申請者につきまして、「使用する学校の校区に居住する者」から「町内居住者」に改めることとしたところであります。

なお、住民周知の関係もございまして、9月1日土曜日の使用申請分から見直しをさせていただくこととしているところであります。

以上、生涯学習課からの報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 職員採用試験、またされるということで、毎年お願いというか確認させてもらってますけども、職員数については増やすということで進めていただけたということでしょうか。町長。

委員長 中西町長。

町 長 今度ですね、できるだけ早い時期にということで、職員の募集かけております。と言いますのは、できるだけ多くの方を受験していただきたいということで、期間をずらして募集をかけておりますので、状況を見る中で今後どの程度の職員を採用するのか、そちらも考えていきたいと思っております。

木澤委員 じゃあ増やしていただきますように、よろしく願いいたします。
あと、ごめんなさい、いかるがホールの工事の件ですけども、いろいろご説明いただいたんですけども、要するに1億8千万円で予定していたのが、6,500万円になるということで理解していいんですね。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 予定価格が1億8千万円から6,500万円に変更になるということでございます。以上でございます。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 すみません、訂正させていただきます。予定価格でなく、予算額でございます。

委員長 平川委員。

平川委員 採用試験、統一ではない日にちに設定するということになるのと、いくつかを掛け持ちが可能になってくるかなと思うんですけど、町の職員さんの場合って、入っていただく人にプラスアルファ余分に合格というか、それができるのかどうなのか、その辺必要な人数をどうやってきちっと確保できるかっていう目安を立てられるのかっていうのは、そのあたりはいかがなんでしょうか。

委員長 乾副町長。

副町長 おっしゃっていただきますように、統一日をずらしますと、掛け持ちということが多くなってくるだろうというふうな予想はしております。その中で今まででしたら、内定合格者は内定ということで、通知をしておりますけども、名簿登載ということで、合格基準を超えている方については名簿に登載をして一応合格という形で、そのうちの上位何人かは採用とい

う形をさせていただいて、いわゆる言い方はあれですけども、名簿登載者の補欠という形を今回取らせていただけたらなという考えでおりますので、今まではそういう形をとっておりませんでしたので、辞退者が出たらその分欠員ということになってまいりましたので、もしその内定者の中で、辞退が出たらその名簿の次点者が一応合格という形の内定と、そういう形をとらせていただけたらなということで今回改正をさせていただきたいと思っております。

平川委員　　そうすると、名簿に合格に達してまず、名簿に登載します、というところと、じゃあ実際に採用になりますっていうのは、その時点である程度上位何人の人、あなたは一応、採用枠に入ってますっていう形の通知はされるっていうことですか。

副町長　　それは以前からもそうですけれども、上位何人という形で内定ということで通知は出しております。それは従前と変わりません。

委員長　　他にございませんか。

(な し)

委員長　　ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。　平川委員。

平川委員　　町民体育大会についてですけれども、町民体育大会終わった後に、どういうふうにしていくのかを検討するっていうお話だったかなと思うんですけども、その後の進捗をお伺いできますか。

委員長　　栗本生涯学習課長。

生涯学習　　3月に町民体育大会の説明会をいたしましたときに、今回の第60回町

課長 民体育大会終了後にもう1度集まっていただいて、協議をしまいりますというところで終わっております。今現在7月14日土曜日の開催に向けまして、準備をしているところで、自治会また全員を来ていただくのか、地区の代表の方を来ていただくのか、いま準備を進めているところであります。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。
本日はご苦労さまでした。

(午前11時55分 閉会)